

氏名(本籍)	志 ^し 澤 ^{ざわ} 剛 ^{たかし} (栃木県)
学位の種類	博士(言語学)
学位記番号	博甲第5970号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	Form, Meaning, and Discourse: The Semantics and Pragmatics of Conditional Constructions in English and Japanese (形式と意味と談話：日英語条件構文の意味論と語用論)

主査	筑波大学教授	文学博士	廣瀬幸生
副査	筑波大学教授	博士(言語学)	加賀信広
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	石田プリシラ・アン
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	島田雅晴
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	和田尚明

論文の内容の要旨

本論文は、英語と日本語における条件構文を意味・語用論的な観点から分析し、その分析を通して、日英語における形式と意味と談話の関係について考察するものである。具体的には、①発話行為条件文における発話行為動詞の生起に関する日英語の違い、②英語における名詞修飾のif節の意味・語用論的認可条件、③英語におけるif分裂文の談話機能、④日本語におけるN₁ナラN₂条件表現の特性と意味・語用論的認可条件という4つの事例を取り上げる。これらの事例研究をもとに、本論文は大きく次の2点を主張する。

(1) 日英語における発話行為条件文の形式的違いは、英語では無標の表現形態が廣瀬(Hirose 1995, 2000)などのいう「公的表現」、つまり、聞き手への伝達意図が想定されるレベルの言語表現であるのに対し、日本語では「私的表現」、つまり、話し手の思いを言語化しただけで、聞き手への伝達意図が想定されないレベルの言語表現であるという違いから導かれる。

(2) 条件文は、いわゆる指定コピュラ文と類似した側面、つまり、「変項に対して値を指定する」という機能を有し、条件文を考察するうえで、この「指定」という概念が重要な働きをする。

主張(1)は①の事例研究に、主張(2)は②-④の事例研究に基づく。この2つの主張内容が当該言語現象に関わる形式と意味と談話の関係の中に反映されていることを実証的に示すのが、本論文の狙いである。

本論文は2部10章からなる。第1章は序論で、本論文の目的と全体の構成が述べられる。

第1部は第2章から第4章で構成され、①にあげた発話行為条件文の事例研究である。第2章は第1部で扱う問題を概観する。

第3章は日本語の発話行為条件文を取り上げ、それには、「お腹が空いているなら(言うけど)、棚にビスケットがあるよ」のように「言う(けど)」のような発話行為動詞の生起が随意的なもの(タイプ1)と、「知らないなら*(教えるけど)、今日は土曜日だ」のように発話行為動詞の生起が義務的なもの(タイプ2)の2種類が存在することをまず指摘する。そして、その両者の違いは前件・後件の語用論的結びつきの違いによることが示される。つまり、タイプ1は前件・後件が1つの推論過程として結びつけられるのに対し、タ

タイプ2はそれができないため、発話行為動詞が結びつけ機能を果たすのに必要とされるということが論じられる。

第4章は日英語の発話行為条件文を比較し、英語では日本語と異なり、タイプ2に当たる発話行為条件文(例: If you don't know, (I tell you) today is Saturday.) においても発話行為動詞の生起が随意的であるのはどうしてかという問題を取り上げる。そしてこの問題には、廣瀬(Hirose 1995, 2000など)のいう日英語の伝達性の違い(公的自己・私的自己中心性)が関与していることを明らかにする。英語は、伝達主体としての公的自己を中心とする伝達性の強い言語であるため、無標の表現形態は公的表現、つまり、聞き手への伝達意図が想定されるレベルの言語表現と解釈される。したがって、英語では話し手が聞き手に働きかける部分は語用論的に補うことが可能なので、I tell youなどの発話行為節はなくてもよいことになる。一方、思考・意識の主体としての私的自己中心で、伝達性の弱い日本語では、無標の表現形態は私的表現、つまり、話し手の思いを言語化しただけで、聞き手への伝達意図が想定されないレベルの言語表現と解釈される。したがって、日本語では話し手が聞き手に働きかける意図が明らかでない場合には、「言う」「教える」など、聞き手への伝達志向性を保証する言語表現が補われなければならないということになる。さらに、このような日英語の聞き手志向性の違いが、和田(Wada 2005, 2008など)のいう「話者意識への引き寄せ」に関する度合いの違いを生み出し、それが日英語における文接続の差異を引き起こすということも例証される。

第2部は第5章から第9章で構成され、上記②-④にあげた特殊な条件構文の事例研究である。第5章はその導入として、第2部で扱う言語現象を概観する。

第6章は名詞修飾のif節(例: The price if you pay now is predictable.)を考察し、その認可条件として、第1に、被修飾名詞の指示対象は条件の成立によって結果値が確定されると解釈できるものでなければならないということ、第2に、if節と被修飾名詞は、話し手の意図・心的態度に関して、赤塚(Akatsuka 1986, 1998など)のいう「望ましさ」の値が一致していなければならないということが提案される。

第7章はif分裂文(例: If anyone can help us, it is John.)の談話機能を論じ、if分裂文は聞き手に一定の問いを喚起し、その問いに対する答えとなる分裂文の焦点要素に注目を集めることによって、その焦点要素が後続文脈の話題となるのを可能にするということを明らかにする。

第8章は「酒なら十四代」、「資格ならユーキャン」など、日本語で宣伝文句としてよく用いられる N_1 ナラ N_2 条件表現について考察し、次の2点を主張する。第1に、 N_1 ナラ N_2 条件表現は、 N_1 と N_2 が「属性とその主体」の関係にあると解釈でき、かつ、 N_2 の候補が何らかの共通基準で比較・対照できる場合に容認されるということ、そして第2に、 N_1 ナラ N_2 条件表現の、宣伝文句に適した推薦文解釈はその言語形式の表出する論理的意味と N_1 および N_2 の意味の間に成立する論理関係のねじれから生じるということである。

第9章は、第2部で取り上げた日英語の特殊な条件構文における前件・後件の関係が、一般の条件表現に認められる「原因と結果」、「推論の根拠と結論」、「発話行為の適切性条件と発話行為」など、広義の「因果関係」ではなく、「AはBだ/A is B」のような、いわゆる指定コピュラ文と類似した側面、つまり、「変項に対して値を指定する」という機能をもつことを論じる。第2部で考察したいずれの条件構文も、前件・後件の依存関係に「指定」という概念が深く関係しているのを示すことによって、条件表現を考察するうえで、「指定」という概念が重要な役割を果たすことを明らかにする。さらに、この指定機能にもとづく分析は、特殊な条件構文だけでなく、一般的な条件文にも応用できる可能性があることも示唆される。

第10章は結論で、本論文全体の総括が行われる。

審査の結果の要旨

本論文は、日英語の条件構文に関してこれまであまり取り上げられることのなかった現象に注目し、それ

を意味・語用論的な観点から詳細に考察するとともに、そこに見られる文法形式と意味と談話の関係を捉える一般的な原則を明らかにしようとする意欲的な研究である。

まず、第1部で扱っている日英語の発話行為条件文については、従来さまざまな観点から研究されてきたものの、本論文のように、発話行為動詞の生起という点に焦点を当て、その観点から発話行為条件文の形式および意味・語用論的特徴に対して原理的な説明を与えようとした先行研究はない。この現象に関する本論文の独創性は、主として、次の2点に集約される。第1に、発話行為動詞を義務的に要求するか否かという点が、まさに、日本語における発話行為条件文のタイプ分けにかかわり、さらに、日英語の発話行為条件文の形式的違いにも決定的な意味をもつことを指摘したこと、第2に、その形式的違いが、聞き手への伝達志向性に関する日英語の一般的な違いから導かれるということを明らかにしたことである。しかも、本論文の提示する分析は、独立した動機づけをもつ概念や理論に立脚した、極めて精緻で説得力のあるものとなっている。

第2部では、日英語の特殊な条件構文として、名詞修飾のif節、if分裂文、 N_1 ナラ N_2 条件表現を取り上げているが、これらの構文はいずれも、その特殊性ゆえに周辺的・例外的なものと思われ、従来の日英語の文法研究では十分に考察されてこなかったものである。本論文の具体的な成果は、まず、豊富な言語データと入念な事実観察にもとづき、これらの構文形式がもつ意味・談話機能を突き止めたうえで、その認可条件を明らかにした点である。次に、これらの構文には共通して、「AはBだ/A is B」のような指定コピュラ文と類似した機能、つまり、変項に対して値を指定するという指定機能があることを示すことによって、これらが特殊ながらも条件構文として存在するのは、まさにこの指定機能による点とされた点が極めて重要な指摘である。さらにそこから一般化し、条件文における前件・後件の依存関係には、これまで広く認められてきた「因果関係」のほかに、「指定」という概念が深く関与するという仮説を提案したのは独創的かつ野心的であり、条件表現全般を考察するうえで新たな視点を提供する可能性があると言える。

以上から明らかなように、本論文は、条件文に関する日英語対照研究と条件文自体の理論的研究の双方に対して、顕著な貢献をなすものとして高く評価することができる。

ただし、本論文にさらに求められることとして、次の点がある。本論文が明らかにした条件文の指定機能は、本論文で扱った特殊構文だけでなく、一般的な条件文にも適用可能であることが示唆されており、それ自体は非常に刺激的で興味深い。現段階では、それがどの程度までどのような形で当てはまるかについては十分に検討されているとは言えず、さらに詳細な考察が必要である。もちろんこれは、今後の課題として取り組むことができるので、本論文の価値を何ら損なうものではない。

平成24年1月17日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。